

○埼玉県職員旧姓使用取扱要綱

平成9年9月1日知事決裁

最終改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「所属長」とは、埼玉県職員服務規程（昭和42年埼玉県訓令第4号。以下「服務規程」という。）第2条第1項に規定する所属長をいう。

(承認)

第3条 職員は、知事の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。

(旧姓を使用できる文書等)

第4条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、次に掲げるものとする。

- 一 職員録
- 二 座席表
- 三 回覧用紙
- 四 事務分掌表
- 五 名札
- 六 休暇簿（服務規程様式第7号）、病気休暇簿（服務規程様式第7号の2）、介護休暇簿（服務規程様式第8号）及び出勤届（服務規程様式第9号）
- 七 職務専念義務免除願簿（服務規程様式第9号の2）及び職務専念義務免除願（服務規程様式第10号及び様式第11号）
- 八 営利企業従事等許可願（服務規程様式第12号）
- 九 欠勤届（服務規程様式第14号）
- 十 秘密事項発表許可願（服務規程様式第15号）
- 十一 復命書（服務規程様式第16号）
- 十二 休日・時間外勤務命令簿（服務規程様式第17号）
- 十三 事務引継書（服務規程様式第18号）

- 十四 週休日振替簿及び代休日指定簿
- 十五 旅行命令簿
- 十六 起案文書（起案者、回議、文書審査、決裁の押印又はサイン）
- 十七 支出負担行為決議書（回議、合議、決裁の押印）及び支出命令書（回議、合議、決裁の押印）
- 十八 検査調書（埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）様式第 38 号）及び検査調書を省略した場合の「検査済」の表示
- 十九 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で所属長が認めるもの

2 前項第 12 号の休日・時間外勤務命令簿及び前項第 15 号の旅行命令簿においては、氏名欄に戸籍上の氏を併記するものとする。

（旧姓使用の申請）

第 5 条 職員は、第 3 条の旧姓の使用の承認を受けようとするときには、服務規程第 6 条に基づく身上記録の変更の報告の際に、総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。）により総務事務センター所長に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、様式第 1 号の旧姓使用願を所属長を経て人事課長へ提出することができる。

（承認の通知）

第 6 条 知事は、旧姓の使用を承認したときは、総務事務システムにより速やかに職員に通知しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、様式第 2 号の旧姓使用承認通知書により、速やかに所属長を経て当該職員に通知するものとする。

（他の任命権者で承認を受けた者の扱い）

第 7 条 県議会議長、公営企業管理者、下水道事業管理者、教育委員会、代表監査委員又は人事委員会から旧姓の使用の承認を受けた職員については、知事が旧姓の使用を承認したものとみなし、第 5 条及び第 6 条の規定による手続を省略することができるものとする。

（旧姓使用の中止）

第 8 条 知事の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、総務事務システムにより総務事務センター所長に届け出なければならない。ただし、これにより難しい場合は、様式第 3 号の旧姓使用中止届を所属長を経て人事課長に提出することができる。

（責務）

第 9 条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。

2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に県民、職員等に

誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年9月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成9年12月31日までに、所属長を経て人事課長に第5条の旧姓使用願を提出することにより旧姓の使用の承認を受けることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第3号の改正規定は、令和3年3月30日から施行する。

(施行日前に病院事業管理者から承認を受けた者の扱い)

2 この要綱の施行前に、病院事業管理者から旧姓の使用の承認を受けた職員については、知事が旧姓の使用を承認したものとみなし、第5条及び第6条

の規定による手続を省略することができるものとする。

様式第1号（第5条関係）

旧 姓 使 用 願

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名

職 名 氏 名

下記のとおり戸籍上の氏の変更後も職場において旧姓を使用したいので承認されたくお願いいたします。

記

1 使用する旧姓

2 変更後の戸籍上の氏

3 戸籍上の氏の変更年月日 年 月 日

4 戸籍上の氏の変更理由

様式第2号（第6条関係）

旧姓使用承認通知書

年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで願い出のあった旧姓の使用については、下記のとおり承認した
ので通知します。

記

1 承認した旧姓

2 使用開始年月日

年 月 日

旧 姓 使 用 中 止 届

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名

職 名 氏 名

下記のとおり旧姓の使用を中止いたしますので届け出ます。

記

- 1 中止する旧姓
- 2 中止する理由
- 3 戸籍上の氏